

# 厚生労働省整理合理化委員会報告書への対応について

## 1 改革への提言(抜粋)

安全衛生部

### 特別民間法人

#### 【労働災害防止団体】

中央労働災害防止協会は、設立根拠となる「労働災害防止団体法」の見直しを含めて、同法の趣旨に見合う適切な経営形態に移行するために、審議会において検討を始め、1年を目途に結論を得る。同時に、他の全ての特別民間法人についても、同様の検討を始める。

### 公益法人

#### 【指定事務:(財)安全衛生技術試験協会】

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

#### 【試験料・登録料:(財)安全衛生技術試験協会、(社)労働安全衛生コンサルタント会、(社)日本作業環境測定協会】

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うに足りる適正な料金となるよう見直す。

#### 【検査・検定:(社)日本ボイラ協会、(社)日本クレーン協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(社)産業安全技術協会】

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するため登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。

## 2 検討スケジュール

	特別民間法人(労働災害防止団体)	公益法人(指定、登録、検査・検定)
4月	<p>労働政策審議会安全衛生分科会(専門委員会の設置を議決)</p>	
5～11月	<p>労働災害防止団体改革検討専門委員会</p> <p>4回程度開催 検討内容 ・法令に基づく各団体の役割の検討 ・活動状況、事業効果等について法人からヒアリング ・法人財務状況、経営効率について確認 ・国からの財政支出と費用対効果について検討</p> <p>11月を目途にとりまとめ</p>	<p>指定・登録制度改革検討専門委員会</p> <p>4回程度開催 検討内容 ・(指定事務) 制度、指定基準、指定先選定理由の確認・検討 ・(試験料・登録料) 試験料、登録料の適正性について検討(法人財務、試験事務・登録事務の収支状況等について確認) ・(検査・検定) 制度、登録要件の検討、その他の民間参入促進策について検討</p> <p>11月を目途にとりまとめ</p>
12月	<p>労働政策審議会安全衛生分科会 (専門委員会報告を踏まえ、改革案への対応を議決)</p>	

## 労働政策審議会安全衛生分科会運営規程（改正案）

第1条 労働政策審議会安全衛生分科会(以下「分科会」という。)の議事運営は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条、労働政策審議会令(平成12年政令第284号。以下「審議会令」という。)及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 分科会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各7人とする。

第3条 分科会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の3分の1以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第5条に規定する部会について準用する。

第4条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第9条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第5条 分科会に、じん肺に関する予防、健康管理その他の重要事項を調査審議させるため、じん肺部会(以下「部会」という。)を置く。

第5条の2 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各5人とする。

第7条 部会が第5条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が部会に諮って定める。

第9条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

### 附 則

この規程は、平成23年\_\_月\_\_日から施行する。

## 労働災害防止団体改革検討専門委員会の設置について（案）

### 1 趣旨

労働安全衛生関係法人に関する専門的事項を調査させるため、安全衛生分科会に労働災害防止団体改革検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

### 2 組織

- ① 専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。
- ② 専門委員会に属する委員等のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- ③ 専門委員会に座長を置き専門委員会に属する公益を代表する委員又は臨時委員の中から、分科会長が指名する。

### 3 会議の運営

会議の招集、会議への欠席、議事等専門委員会の会議の運営については、分科会の会議の運営の例によることとする。

また、座長は、専門委員会において調査事項を決議したときは、その都度、文書により分科会長に報告することとする。このとき座長は、専門委員会における少数意見を併せて分科会長に報告しなければならないものとする。

## 指定・登録制度改革検討専門委員会の設置について（案）

### 1 趣旨

労働安全衛生関係法人に関する専門的事項を調査させるため、安全衛生分科会に指定・登録制度改革検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

### 2 組織

- ① 専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、分科会長が指名する。
- ② 専門委員会に属する委員等のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- ③ 専門委員会に座長を置き専門委員会に属する公益を代表する委員又は臨時委員の中から、分科会長が指名する。

### 3 会議の運営

会議の招集、会議への欠席、議事等専門委員会の会議の運営については、分科会の会議の運営の例によることとする。

また、座長は、専門委員会において調査事項を決議したときは、その都度、文書により分科会長に報告することとする。このとき座長は、専門委員会における少数意見を併せて分科会長に報告しなければならないものとする。